

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民年金等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宍粟市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県宍粟市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金等に関する事務
②事務の概要	<p>・国民年金は、国民年金法等に基づき、日本国内に住む20～60歳の人すべてが加入する公的年金制度である。</p> <p>・国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 国民年金資格届出に関する事務（取得・喪失・住所変更・氏名変更）</li><li>2 国民年金保険料免除に関する事務</li><li>3 国民年金給付請求に関する事務</li><li>4 特別障害給付金に関する事務</li><li>5 障害・遺族年金受給権者の定時届に関する事務</li><li>6 年金生活者支援給付金の支給に関する事務</li></ol>
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の31、83及び95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宍粟市市民生活部市民課 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 電話 0790-63-3108 / FAX 0790-62-2987
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宍粟市市民生活部市民課 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 電話 0790-63-3108 / FAX 0790-62-2987

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第59条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条		
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	—	項目の変更		
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	令和1年6月1日時点		
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	令和1年6月1日時点		
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目の追加		
令和2年10月1日	I-1-③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 宛名システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 国民年金システム 2. 宛名システム		
令和2年10月1日	I-3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一の31、83及び95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条	・番号法第9条第1項及び別表第一の31、83及び95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2		
令和2年10月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年10月1日時点		
令和2年10月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年10月1日時点		
令和3年9月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点		
令和3年9月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点		
令和4年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	